

**日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進事業  
「銀の馬車道」グルメで魅力アップ  
仕様書**

**1 仕様概要**

本仕様書は、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進事業「銀の馬車道」グルメで魅力アップの業務内容及び要件等を定めるものであり、事業者は本仕様書に従って業務を執行する。なお、業務の詳細については、事業者の提案を基に、双方協議のうえ決定する。

**2 事業目的**

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」のストーリーの魅力発信や、日本遺産を通じた地域活性化、周辺の魅力を含めた地域のブランド化を図るため、グルメの力として「銀馬車かぼちゃ」を中心とした食材を活用し、エリアイメージを構築していく。

その際には、「銀馬車かぼちゃ」をはじめとしたグルメに親しんでもらうだけでなく、サイクリストの誘客を進めていることも踏まえて、健康促進の視点も可能な範囲で交えつつ、当地域の魅力を広く PR することにより、「銀の馬車道・鉱石の道」の認知度向上を目指す。

**3 実施主体** 銀の馬車道ネットワーク協議会

**4 実施方法** 民間企業等への委託

**5 委託上限額** 2,500 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

**6 実施時期** 契約締結日～令和8年2月28日（土）

**7 事業内容**

**(1) 「銀馬車かぼちゃ」を活用した銀の馬車道 PR**

**ア 食材としての活用**

銀馬車かぼちゃを用いたメニューの提供等の取組を実施することで、姫路市、福崎町、市川町、神河町、朝来市（以下沿線地域という）への来訪を促す。

このとき、下記事項に留意すること。

- ① メニュー提供にあたっては、提供された消費者が、「銀の馬車道・鉱石の道」のストーリーに触れることが出来る仕組みを講じる
- ② 複数店舗においてメニュー提供をする際は、「銀の馬車道」を感じさせる共通のテーマを考慮する（例：銀の馬車道との由縁に基づくフランスとのつながり など）

- ③ 消費者へのアンケートを実施し、性別・年齢毎の嗜好や行動パターン、「銀の馬車道・鉱石の道」の認知度等の情報を多数収集し、今後の誘客促進に資するための分析を行う
- ④ 用いる銀馬車かぼちゃの材料費や運搬費は委託料から支出する
- ⑤ 銀馬車かぼちゃの活用は必須としつつ、他の食材の活用も可とする  
(例：馬に着目して、馬が好む食材の活用 など)

#### イ イベントの実施

「銀馬車かぼちゃ」を銀の馬車道のシンボルとして認知度向上を図るための企画等を行う。

このとき、下記事項に留意すること。

- ① 生野銀山での銀馬車かぼちゃの追熟を兼ねた PR を行う
- ② 用いる銀馬車かぼちゃの材料費、運搬費、設置費は委託料から支出する

#### ウ 「銀馬車かぼちゃ」専用サイト及びインスタグラムの運営

「銀馬車かぼちゃ」専用サイト及びインスタグラム等 SNS の運営を行い、各種イベント等の PR を実施する。

このとき、下記事項に留意すること。

- ① SNS においては、若年層に対して効果的なコンテンツ発信に努める
- ② 銀の馬車道ネットワーク協議会名義となっている HP サーバーの名義変更手続きを行う
- ③ HP のサーバー・ドメイン代については、委託料から支出する
- ④ 実施期間終了後、HP サーバーの名義を銀の馬車道ネットワーク協議会に再度変更する手続きを速やかに行う

### (2) サイクリスト向けグルメの開発

沿線地域に多くのサイクリストを呼び込むことを意識しつつ、サイクリストが好みそうな「自転車グルメコンテスト」を開催する。

このとき、下記事項に留意すること。

- ① コンテストの実施にあたっては、募集の際に「銀の馬車道・鉱石の道」のストーリーに触れることが出来る仕組みを講じる
- ② 「自転車グルメコンテスト」の対象は食品に限らず飲料も可とするが、いずれか一方のみを対象としてコンテストを実施することも可とする
- ③ コンテスト実施の結果入賞した作品について、実際に委託事業期間中に商品化することも可とする

### (3) その他

- ① 銀馬車かぼちゃ以外の食材や食材以外のものの積極的な活用も可とするが、その際には銀の馬車道との関連について丁寧な説明を行うとともに事前に事務局へと相談すること
- ② 関係企業や団体との連絡調整、関係文書の作成も業務内容に含む
- ③ その他付随する業務も業務内容に含む

## 8 著作権

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は銀の馬車道ネットワーク協議会に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、銀の馬車道ネットワーク協議会は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

## 9 留意事項

- (1) 予定している業務内容や計画、業務の遂行状況について随時事務局（兵庫県中播磨県民センター県民躍動室県民課内）に報告を行い、適宜双方協議のうえ受託者は事業を実施すること。
- (2) 原則として、受託者は本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合には、事務局の指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定める。仕様書に関しての疑義についても同様とする。

## 10 実績報告書・成果物の提出

- (1) 本業務に係わる実績報告書（実施概要、実績、効果、アンケート分析、イベント実施の際の記録写真等）
- (2) 事業実施において作成したデータ（実績報告書含む）
- (3) アンケート用紙原本
- (4) （広報物を作成した場合）その他当該業務において作成した広報物